令和8年度

国の施策及び予算に関する重点事項の提案

令和7年7月

名 古 屋 市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、 厚く御礼申し上げます。

本市は名古屋大都市圏における経済・政治・文化の中枢都市として発展を遂げてきましたが、人口減少というこれまでに経験したことのない転換期を迎えようとしています。そのような中でも、本市が持続可能な成長を実現し、圏域ひいては国の発展をけん引していくためには、令和8年度に控える第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催、さらにその先のリニア中央新幹線の開業を千載一遇の機会と捉えてハード・ソフト両面における必要な投資を加速し、都市基盤や交流ネットワークの強化、魅力資源のさらなる磨き上げやイノベーションの創出促進等に繋げ、国際的な都市間競争力を一層高めていかなければなりません。

また、子どもたちの学びや育ちの支援、ものづくり産業が集積する当圏域の 脱炭素化の推進、南海トラフ地震などの大規模災害に対応するための地域強靱 化やインフラ等の老朽化対策も喫緊の課題となっています。

これらの課題を、市民に一番身近な基礎自治体である本市が、自らの発想と 創意工夫により責任を持って解決するとともに、圏域の中枢都市としての役割 を十分に果たせるようにするためには、これまでの国・都道府県・市町村の役 割分担を抜本的に見直し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元 的に担うことを基本とする「特別自治市」制度を早期に創設することが必要で す。

こうした真の地方分権改革が実現するまで、当面、国の施策として行っていただきたい事項や国の協力を必要とする事項について、本書のとおりご提案します。

令和8年度の国の施策及び予算編成において、ここに取りまとめた提案事項が実現することで、本市は、国の掲げる成長戦略や地方創生の実現、東京一極集中の是正などに寄与し、日本をけん引するエンジンとなることができるものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 7 月

名古屋市長 広 沢 一郎

提 案 項 目 一 覧

1	特別自治市の創設	1
2	財政力に応じた国庫支出金の割り落とし等の廃止	2
3	ふるさと納税制度の見直し	3
4	アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援	5
5	リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化	7
6	地域強靱化に向けた防災対策及び施設の老朽化対策	9
7	上下水道施設の老朽化対策に併せた機能向上改築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
8	子どもの多様な学び・健やかな育ちの支援	17
9	新しい時代の学びの実現	21
10	粒子線がん治療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
11	名古屋城・名城公園の整備	25
12	堀川の総合的な整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
13	木曽川水系連絡導水路の早期完成及び新用途の早期実現	28
14	名古屋圏道路ネットワークの整備等	29
15	名古屋港の整備	31
16	中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現	33
17	脱炭素社会の実現	34
18	スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実	37



1 特別自治市の創設

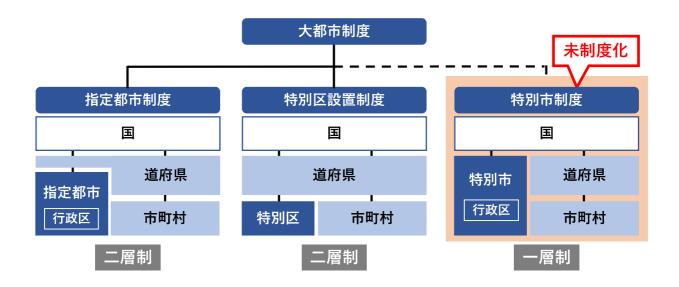
提案

【内閣府·総務省】

国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、特別自治市(通称「特別市」)の法制 化に向けて、次期地方制度調査会において、大都市制度のあり方等を諮問事項とす ること。

<現状・課題>

- ○本市では、平成26年3月に「名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方」を 策定し、名古屋市の自立と名古屋大都市圏の一体的な発展に向け、基本的な方向性 として、圏域における自治体連携の推進と「特別自治市」制度の創設を掲げている。
- ○急速に人口減少や東京一極集中が進む中、今後も地方自治体が行政サービスを安定 的に提供し続けるためには、長年にわたる画一的な都道府県と市町村による二層制 からの脱却等、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立し、大都市が圏域の核とな ることが求められる。
- ○国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における特別市を始めとする 大都市制度等の議論を次期地方制度調査会の調査審議に繋げ、特別市の法制化に向けた議論を進めることが必要である。



担当:総務局 大都市·広域行政推進課



2 財政力に応じた国庫支出金の割り落とし等の廃止

提案

【総務省・その他関係省庁】

- 1 財政力指数に基づく国庫支出金の割り落としなど、普通交付税不交付団体に対する 不合理な取扱いを行わないこと。
- 2 国の制度改正による歳入の減や地方負担の増に対しては、全額国費による財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○本市においては、ふるさと納税の拡大や法人住民税の一部国税化に伴う減収が深刻な状況にある中、子ども・子育て政策の強化、防災・減災対策、地域社会のデジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組みなどさまざまな財政需要を抱えており、厳しい財政運営を強いられている。
- ○各省庁が所管する国庫支出金については、かねてより財政力指数に基づく交付額の 割り落としが行われており、近年では、物価高騰に対応するための臨時交付金にお いてさえ同様の不合理な取扱いがなされている。
- ○地方交付税制度によって地方自治体間の財源の不均衡を調整しているにもかかわらず、財政力指数に基づき国庫支出金を割り落とすことは、地方交付税による財源調整に加えた「二重の調整」である。
- ○国の制度改正による歳入減や地方負担増を交付税措置で対応することは、不交付団 体にとって国からの財政負担の転嫁でしかない。

国庫支出金の割り落とし等による主な減収見込額

国庫支出金等	R7予算計上額 (千円)	減収見込額 (千円)	不交付団体への影響
保育対策総合支援事業費補助金 (宿舎借上支援事業)	163,674	△ 40,919	補助対象経費を3/4に減ずる
就学前教育·保育施設整備交付金	937,226	△ 312,409	補助率 2/3 → 1/2
学校施設環境改善交付金	653,147	Δ 93,313	補助率 1/3 → 2/7
社会資本整備総合交付金	3,020,520	△ 278,177	補助率 5.5/10 → 1/2
地方揮発油譲与税	2,033,000	△ 633,000	前年度の普通交付税の財源超過額の 2/10か、譲与額(国県道分)の2/3の いずれか少ない額を控除
国有提供施設等所在市町村助成 交付金	6,000	△ 6,888	当該年度の普通交付税の財源超過額の 5億円超の額の1/10か、交付算定額の 7/10のいずれか少ない額を控除

[※]令和7年度当初予算ベースの試算(国の補正等に伴う令和6年度2月補正分を含む)。但し、国有提供施設等所在 市町村助成交付金は令和7年度に影響が生じている。

担当:財政局 財政課



3 ふるさと納税制度の見直し

提案
【総務省・財務省】

- 1 特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。
- 2 ふるさと納税ワンストップ特例制度について、所得税控除相当額を個人住民税から 控除する仕組みを速やかに見直すこと。
- 3 ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直しまでの間、個人住民税から控除される 所得税控除相当額は、地方特例交付金により全額を補塡すること。

<現状・課題>

- ○ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方公共団体に対して、税制 を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、返礼品を目的とした 寄附の増加により、特に都市部において税収減が深刻な課題となっている。
- ○本市においても、寄附金税額控除額は令和7年度予算で190億円余となっており、 財政運営に与える影響は看過できる状況にない。
- ○特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。
- ○ふるさと納税ワンストップ特例制度は、所得税控除相当額を個人住民税から控除するという仕組みにより、本来国が負担すべき税収減を地方公共団体に転嫁する不合理な制度となっており、本市においては令和6年度決算で10億円余もの減収が生じる見込みである。
- ○申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3 年分の確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始された後も何 ら見直しがされていない。





所得階層別ふるさと納税実施状況(令和6年度課税分)

合計所得金額	寄附者数(構成比)	控除額計	一人あたり控除額
200万円以下	16,118人 (6.3%)	2億円	10,517円
200万円超700万円以下	169,112人 (66.1%)	64億円	37,803円
700万円超1,000万円以下	33,004人 (12.9%)	27億円	83,561円
1,000万円超	37,609人 (14.7%)	84億円	223,476円
合 計	255, 843人 (100%)	177億円	69, 281円

特例控除額の上限額別モデル (令和6年度課税分)

特例控除額の 上限額	影響を受ける 者の割合	税収への 影響額	給与収入額 ※
5万円	31%	73億円	775万円
10万円	11%	45億円	1,100万円
15万円	6%	33億円	1,400万円
20万円	4%	25億円	1,700万円

[※]夫婦(配偶者は控除対象配偶者)と子2人(子は高校生及び大学生)の場合で、自己負担額2千円を除いた全額が 控除される場合の目安

ワンストップ特例制度による影響額

(単位:千円)

寄附金税額控除額	基本控除額	特例控除額	申 告 特 例 控 除 額 (ワンストップ特例制度)
17,725,024	2,387,622	14,266,472	1,070,930

※令和6年度課税分を基に作成

担当:財政局 財政課/税制課



4 アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する 支援

提案

【文部科学省始め関係行政機関】

- 1 建設資材や人件費の高騰、歴史的な円安、その他米国による関税措置など、一地域では如何ともし難い社会経済情勢の変動等により厳しい状況にある大会経費を支援すること。
- 2 アジアパラ競技大会は、その開催を通じて多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献する極めて重要な社会的意義があることを踏まえ、大会経費を国が支援すること。 (東京2020パラリンピック:国1/4負担)
- 3 スポーツ振興くじ助成金について、アジア・アジアパラ競技大会の開催意義を踏まえ、 競技会場の整備・改修や大会の準備・運営を幅広く対象とする新たな助成メニュー を創設するなど、積極的な支援を行うこと。
- 4 各種公営競技における本大会を協賛するレースの開催や、その収益を活用した補助 事業に本大会を支援する補助メニューを追加・拡充するなど、大会開催経費の確保 に向けた支援を行うこと。
- 5 競技会場などは施設を活用した魅力ある地域づくりや大会レガシーとして、将来に わたり活用していく重要な役割を担うことを踏まえ、その整備・改修に対して支援 を行うこと。
- 6 国として、大会の魅力や開催意義を国内外へ積極的に発信するとともに、組織委員会や開催都市が行う機運醸成・地方創生・地域の活性化につながる取組みを最大限支援すること。
- 7 大規模な国際総合スポーツ大会であるアジア・アジアパラ競技大会は、選手団の出入国、輸送・交通、セキュリティ(安全確保)及び近年の地球温暖化を踏まえたアスリート・観客等の暑さ対策、スポーツの公正及び公平の確保など、大会の準備・運営に係る分野が多岐にわたることから、組織委員会に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続や認定等、国をあげた連携・支援体制を構築すること。
- 8 両大会で活躍できる選手の育成や、大規模国際スポーツ大会の実施及び運営に係る専門人材の育成・確保に努めること。

<現状・課題>

○第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会は、アジア最大のスポーツの祭典であり、スポーツの振興はもとより、国際交流や産業技術、文化等各方面にわたり、日本全国に大きな波及効果をもたらすとともに、多様性を尊重し合う共生社会の実現にも大きく寄与する大会である。



<提案の詳細>

- ○競技会場設営・運営業務の発注、選手団宿泊拠点に関する具体的な検討など、両大会の本格的な準備が始まる中、令和7年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太の方針)において、両大会の意義等を踏まえた各般の開催支援に取り組むとされたこと、並びにスポーツ基本法が改正されたことを踏まえ、愛知・名古屋大会の成功に向けてオールジャパンで推進していくため、国として次の支援をすることが必要である。
- ○本市及び愛知県は開催都市として、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会となるよう取り組んでいくが、競技会場の整備・改修や大会の準備・運営、輸送対策には多額の経費を要し、建設資材や人件費の高騰、歴史的な円安など一地域では如何ともし難い社会経済状況の変動等により、大会経費が厳しい状況にあることから、大会経費の確保に向けた国の支援が必要である。
- ○両大会を成功に導くためには、国とのさらなる連携強化が必要であり、組織委員会 に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続や認定等、国を あげた連携・支援体制を構築することが必要である。
- ○ロサンゼルス2028オリンピック・パラリンピックも見据え、両大会で日本人選手が活躍できるよう必要な予算を確保し、選手育成に努めるとともに、大規模国際スポーツ大会の実施及び運営に係る専門人材の育成・確保に努めることが必要である。

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)開催概要

〈開催期間〉2026年9月19日から10月4日まで

- 〈実施競技〉41競技
- 〈参加国〉45の国と地域
- 〈参加者数〉選手団(選手・チーム役員)最大1万5千人





第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)開催概要 〈開催期間〉2026年10月18日から10月24日まで

〈実施競技〉18競技

〈参加国〉45の国と地域

〈参加者数〉選手団(選手・チーム役員)3千6百人から4千人







名古屋市瑞穂公園陸上競技場 (両大会メイン会場予定)

©2021(株)瑞穂 LOOP-PFI ※画像はイメージです



5 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化

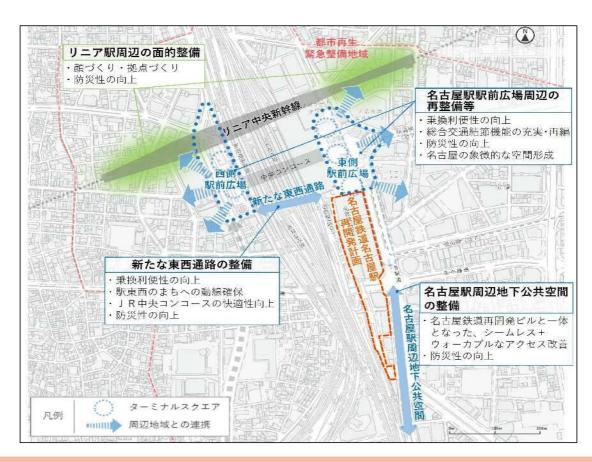
(1)名古屋駅のスーパーターミナル化の推進

提案 【国土交通省】

- 1 名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた取組みについて、国家的プロジェクトとして強力に推進するとともに、国際競争拠点都市整備事業等により、重点的な財政措置を講ずること。
- 2 都市再生緊急整備地域等における都市再生促進税制について、税率等を縮減することなく、特例措置期限を延長すること。

<現状・課題>

- ○リニア中央新幹線の開業による「日本中央回廊」の形成がもたらす効果を最大限に 発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化が必要である。
- ○本市では、名古屋駅東側・西側駅前広場や東西通路などの整備、名古屋駅周辺地下 公共空間整備などの歩行者アクセスの改善を進めている。また、名鉄名古屋駅再開 発計画などの民間プロジェクトとの連携や支援など、都市機能の強化や防災性の高 い空間の確保などにも鋭意取り組んでいる。



担当:住宅都市局 都心まちづくり課/リニア関連・名駅周辺開発推進課/名駅ターミナル整備課



5 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化

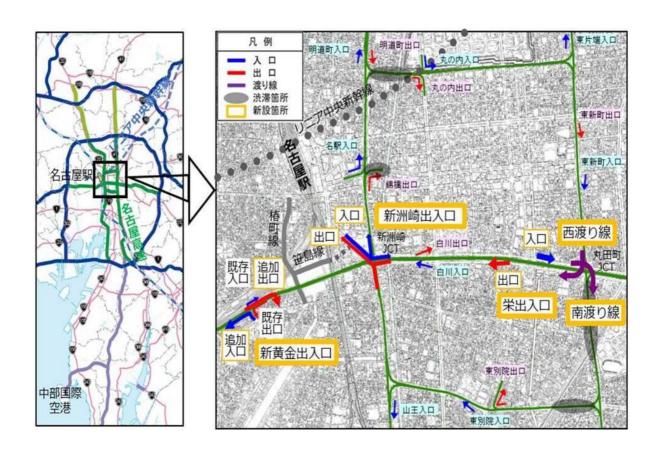
(2)リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援

提案 【国土交通省】

名古屋高速道路の出入口及び渡り線の整備について、無利子貸付金など有料道路事業としての必要な財政支援を講ずること。

<現状・課題>

- ○名古屋高速道路の名古屋駅周辺の出口は、栄・伏見地区を向いた配置であり、名古屋駅へ向かうにはUターンや迂回を伴う利用となっている。また、都心環状線の合流部では朝夕を中心に渋滞が発生しており、今後も再開発の進展によりさらなる交通量の増大が見込まれている。
- ○リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、名古屋高速道路 の新黄金出入口、新洲崎出入口、栄出入口及び丸田町JCT西渡り線・南渡り線を 早期に整備することで、名古屋駅と高速道路とのアクセス性を向上させることが必 要不可欠である。



担当:住宅都市局 街路計画課



(1)震災に強いまちづくり

提案

【内閣官房·内閣府·総務省·国土交通省】

- 1 緊急輸送道路の整備を推進するため、枇杷島地区特定構造物改築事業でもある枇杷島橋の架替えについて、令和12年度完了に必要な財政措置を講ずること。
- 2 第1次緊急輸送道路の無電柱化を推進するため、名古屋環状線や伏見町線などの電線類の地中化に必要な財政措置を講ずること。
- 3 広域避難場所への避難経路を確保するため、枇杷島野田町線や高田町線などの整備に必要な財政措置を講ずること。
- 4 災害時の避難経路となる旗屋橋や天白大橋などの耐震補強に必要な財政措置を講ずること。
- 5 災害時の避難場所や復旧・復興の拠点となる松蔭公園や昭和橋公園などの整備に 必要な財政措置を講ずること。
- 6 災害時に河川管理施設の治水機能を確保するため、ポンプ施設やため池の耐震補 強に必要な財政措置を講ずること。
- 7 名古屋港における海岸保全施設(防潮壁等)の防災対策に必要な財政措置を講ずること。
- 8 上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- 9 民間建築物・市営住宅の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- 10 緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債の事業期間を延長すること。

<現状・課題>

- ○国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く「国 土強靱化実施中期計画」に基づき、切迫する大規模自然災害から国民の生命・財 産・暮らしを守るため、ハード・ソフト両面からのさらなる取組みが求められる。
- ○本市においては、国土強靱化基本法に基づく「名古屋市地域強靱化計画」のアクションプランとして、令和6年度からの5か年を計画期間とする「名古屋市災害対策 実施計画」を策定し、防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところである。
- ○南海トラフ地震の発生可能性が年々高まりつつある中、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、公園等の都市インフラの防災機能を強化していく必要があるとともに、令和6年能登半島地震において上下水道施設が被災し、市民生活等への影響が広範囲かつ長時間に及んだことを踏まえ、上下水道一体となった耐震対策が求められており、人件費や資材価格高騰などの近年の社会情勢を反映した確実な財源の確保が課題となっている。



名古屋市災害対策実施計画(令和6年3月策定)

■計画の目的(計画年度 令和6年度~令和10年度)

市民の防災意識の現状、社会情勢の変化、関係法令の改正など近年の潮流・課題を捉えながら、「防災の日常化による災害に強いまちづくり」を念頭に、本市の災害対策をハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に推進するため、新たな災害対策実施計画を策定

近年の潮流

防災意識の現状

- ・自助の意識は高いが、 自助の備えが不十分
- ・共助の意識が低いため、 共助による防災力が脆弱

社会情勢の変化

- ・新型コロナウイルス感染症のまん延
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・リニア中央新幹線開業・交流人口の増加
- ・情報の高度化
- ・気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化

近年の災害からの教訓

- ・熊本地震 ・大阪府北部の地震
- · 令和元年東日本台風等
- · 令和2年7月豪雨

主な取組課題

地域における防災力の一層の強化

防災拠点強化や防災活動体制の確保

デジタル活用による防災DXの推進

防災インフラの整備推進

防災人材育成の推進

法令改正等

- ·水防法改正
- ·災害対策基本法改正
- ・国土強靱化基本計画の見直し

■計画目標(関連部分)

主 な 指 標	現	目 標 (令和 10 年度末)
耐震補強完了橋りょう数	事業中 5 橋	17 橋
耐震改築完了橋りょう数	事業中3橋	3 橋
緊急輸送道路における電線類の地中化着手延長(累計)	95.9 km	107.4 km
緊急輸送道路等の事業実施延長	11.2 km	13.5 ㎞(累計)
避難地として計画された公園(186公園) の整備済み箇所数(累計)	事業実施10公園 完了163公園	事業実施12公園 (令和6~10年度) 完了165公園
「名古屋市上下水道経営プラン 2028」におけ る配水管の耐震化延長	510km (令和元~5 年度)	510km (令和 6~10 年度)
「名古屋市上下水道経営プラン 2028」における下水管の耐震化延長	225km (令和元~5 年度)	225km (令和 6~10 年度)
「名古屋市建築物耐震改修促進計画 2030」に おける住宅の耐震化率	92% (令和 2 年度末)	97% (令和 12 年度末)

担当:防災危機管理局 防災企画課

住宅都市局 住宅整備課/耐震化支援課/名港開発振興課 緑政土木局 道路建設課/橋梁施設課/河川工務課/緑地事業課 上下水道局 下水道計画課/水道計画課



(2)大雨に強いまちづくり

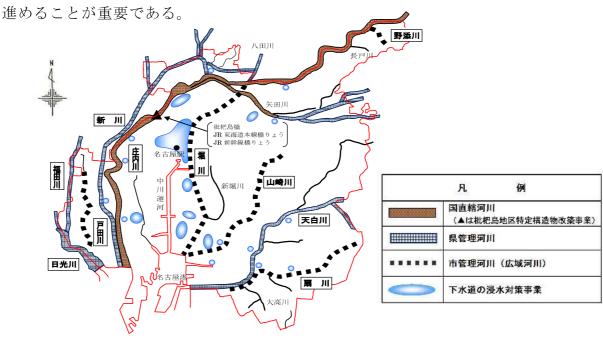
提案

【内閣官房·内閣府·総務省·国土交通省】

- 1 国直轄河川である庄内川の枇杷島狭さく部において、JR新幹線橋りょう及びJR東海道本線橋りょうの架替えに早期着工すること。また、架替えには時間を要することから、架替えに先立って周辺の堤防整備を実施し治水安全度の向上を図ること。
- 2 愛知県管理河川である天白川等について、さらなる治水安全度の向上のため、一層 の整備を図ること。
- 3 本市管理河川である堀川等の河川改修や山崎川の鉄道橋りょう改築に必要な財政 措置を講ずること。
- 4 浸水リスクが高い地域や浸水による都市機能への影響度が高い地域に対する下水 道の浸水対策事業に必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○国・県・市では、これまでも河川改修を進めることで治水安全度の向上を図ってきたが、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対し、「流域治水」の考え方に基づく、事前防災・減災対策の加速化が求められている。
- ○本市においては、令和元年度に改定した「名古屋市総合排水計画」に基づき、大雨による浸水被害を防止・軽減するため、河川・下水道が連携した施設整備を着実に 進めることが重要である。



担当:防災危機管理局 防災企画課 緑政土木局 河川計画課/河川工務課 上下水道局 下水道計画課



(3)施設の老朽化対策

提案

【文部科学省·国土交通省】

<公共土木施設>

- 1 道路橋、横断歩道橋、道路舗装、道路照明などについて、「予防保全型メンテナンス」 に必要な財政措置を講ずること。
- 2 河川のポンプ施設について、維持管理計画に基づいた整備・更新に必要な財政措置を講ずること。
- 3 公園施設について、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新に必要な財政措置 を講ずること。また、建築物及び公園橋の点検・修繕等にも財政措置を講ずるなど、 補助対象の拡充を行うこと。

<市設建築物>

4 義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的 に維持するための老朽化対策に必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○本市の保有する道路・河川・公園などの公共土木施設は昭和30年代から、学校・ 市営住宅などの市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に、集中的に整備さ れてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修、改築などが必要となる施設の増 加が見込まれている。
- ○今後も人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共土木施設を健全な状態に保 ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命 化による経費の抑制と平準化を図る必要がある。
- ○義務教育施設について、本市においては、築40年を経過した校舎等が7割を超えており、「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」に基づき、経費の抑制と平準化を図りつつ、施設の長寿命化に取り組むとともに、トイレ改修や空調設備の整備等により、安心・安全・快適な教育環境の確保に努めている。
- ○市営住宅については、築40年を経過した住宅の管理戸数が6割を超えており、「名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針」に基づき、持続可能で安定的な管理運営を行うとともに、住宅ストックの長寿命化を進めている。

担当:住宅都市局 住宅管理課

緑政土木局 道路維持課/橋梁施設課/河川工務課/緑地維持課 教育委員会事務局 教育環境整備課/学校施設課



(4)災害対応力の向上

提案

【内閣府·内閣官房·総務省·経済産業省·国土交通省】

- 1 防災庁の設置に当たっては、大規模災害を見据え、国を挙げてさらなる強靱化の推進を図るべく、首都圏に加え、本市域に防災庁の拠点を設置するとともに、地方ブロック毎に防災庁の地方支分部局を設置すること。
- 2 避難所の生活環境の改善を図るため、継続的な財政措置を講ずること。
- 3 地震発生時の電気火災を抑制するため、スマートメーターへの感震機能実装の義務 化など送配電段階での施策を検討するとともに、感震ブレーカーの普及促進に取 組むこと。
- 4 大規模災害発生時においても下水道機能を確保するため、下水道基幹施設の耐水 化及び非常用電源確保に必要な財政措置を継続的に講ずること。

<現状・課題>

- ○現在、国において令和8年度中の防災庁設置に向けた検討が進められているが、中枢管理機能が集中する首都圏においては、首都直下地震により機能不全となるおそれがあり、地方へのリスク分散、地域主体の官民連携が必要である。
- ○名古屋を中核とした当地域では、産業集積地としてわが国の産業と経済を牽引する中で、「あいち・なごや強靭化共創センター」を設置し、全国に先駆けて、産学官により戦略的に強靭化の取組みを推進している。また、この地域有数の官庁街である本市三の丸地区は、良好な地盤である熱田台地に位置するため、首都直下地震時には首都圏をバックアップし、南海トラフ地震時にも現地対策本部としての役割を果たし得ることなどを踏まえ、首都圏に加え、本市域に防災庁の拠点を設置することが必要である。
- ○令和6年能登半島地震における課題を踏まえた避難所の生活環境の整備に当たっては、国において取組みの優先順位に関する考え方が示されない中で、地域住民や関係者等の調整に時間を要しており、拙速には進められないことから、単年度の措置ではなく、十分な調整期間を考慮した継続的な財政措置が求められている。
- ○本市においては、平成29年度から感震ブレーカー(分電盤タイプ)の設置費用に 係る助成を開始し、令和6年度からは新たに市内の「主な木造住宅密集地域」を重 点地域として位置付け、簡易タイプについても助成の対象としたところであるが、 十分な普及には至っていない。
- ○本市においては、下水道基幹施設の耐水化として、河川の氾濫などの浸水に備えた 出入口部への止水板の設置や、長時間停電に備えた非常用電源の確保として、燃料 備蓄タンクの増設等を進めているが、これらの対策は大規模災害の発生に備えて着 実に進める必要がある。



○避難生活における良好な生活環境のさらなる確保に向けて

トイレの確保・管理



トイレトレーラー



快適トイレ

食事の質の確保



キッチンカー

生活空間の確保



段ボールベッド



パーティション

生活用水の確保



仮設入浴設備

避難所の生活環境の抜本的な改善を図るべく 継続的な国の支援が必要

〇令和6年度における感震ブレーカー設置促進に係る主な取組み



重点地域全世帯(約33,000世帯) に、啓発資料を送付。簡易タイプの助成 に当たっては、希望する高齢者のみ世帯 等に無償の取付助成を実施。



地域の夏祭りや防災イベント等でのブース出展や地域の各種団体等への説明、 戸別訪問による集中的な啓発を実施。

集中的な取組みにもかかわらず、助成実績は約2,400世帯に留まった

担当:防災危機管理局 防災企画課/地域防災課 上下水道局 下水道計画課



7 上下水道施設の老朽化対策に併せた機能向上改築

提案 【国土交通省】

- 1 上下水道施設の老朽化対策に併せて、耐震化や脱炭素化、雨水排除機能の向上などの機能向上を図る改築に対して、必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 2 鳥居松沈澱池等の水道施設の老朽化対策に併せた施設規模の適正化(ダウンサイジング)に対する補助制度を創設すること。
- 3 市域中南部の下水道施設において進める再構築事業(フルモデルチェンジ)に対する補助制度を創設すること。

<現状・課題>

- ○令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故では、1人の人命が失われるとともに、120万人に下水道の使用自粛が求められるなど、甚大な影響が生じた。また、水道においても全国的に水道管の破裂が頻発し断水被害や浸水等の2次被害が生ずるなど、上下水道施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている。
- ○「国土強靱化実施中期計画」においても、上下水道施設の老朽化対策が「推進が特に必要となる施策」に位置付けられたところである。
- ○本市の上下水道施設は、110年以上にわたり市民生活や社会経済活動を支えてきたが、その多くは昭和40~50年代に整備され、今後一斉に改築・更新時期を迎える。一方で、昨今の料金収入の減少や物価高騰の影響など、厳しい財政状況においては、その財源確保が大きな課題となっている。加えて、持続可能な上下水道事業を実現するためには、老朽化施設の改築に併せて施設の機能向上改築を行うことで、より一層効率的かつ効果的な事業運営が求められている。
- ○水道施設は老朽化が加速度的に進行しているとともに、将来の人口や水需要の減少、維持管理する担い手の減少などを考慮すると施設規模が過大となる可能性がある。 そのため、改築に併せて施設規模の適正化(ダウンサイジング)を図ることで、ランニングコストの縮減や堅実な維持管理が可能となり、経営基盤が強化され、持続可能な水道システムの構築につながる。
- ○本市では、市域中南部の下水道施設において、4処理区を1処理区へ集約し広域化を行うとともに、適切な規模や機能を備えた施設に再構築(フルモデルチェンジ)する事業に取り組むこととしている。こうした再構築事業は、平常時における下水道サービスの維持・向上を図る「持続」に加え、広域化や施設規模の適正化、並びに強靭化・脱炭素化などの「進化」に同時に取り組み、各施策を横断的に推進することが可能な事業であるが、長期間にわたり多大な事業費を要することが懸念されている。



管路の機能向上改築

配水管の耐震化



合流式下水道管の機能向上改築

下水道管の能力増強



水道基幹施設の機能向上改築

施設規模の適正化



老朽化対策に併せた下水道のフルモデルチェンジ(中南部グループ)



担当:上下水道局 下水道計画課/水道計画課



(1)不登校児童生徒の多様な学びの支援

提案

【こども家庭庁・文部科学省】

- 1 フリースクール等の学校外の施設に通う不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保に向けた財政措置を講ずること。
- 2 校内の教室以外の居場所(校内教育支援センター)の設置を促進するため、より一層の財政措置を講ずること。
- 3 学びの多様化学校の設置を促進するため、必要な定数措置などの支援策を講ずる こと。

<現状・課題>

- ○不登校児童生徒数が全国的に増加傾向にある中、国が策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLOプラン)」において、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることが示された。
- ○これを受けて本市では、中学校に続き小学校への教室以外の居場所づくりを推進するとともに、学びの多様化学校の調査研究を実施しているほか、フリースクール等との連携を進めている。

<提案の詳細>

- ○フリースクール等の学校以外の民間施設に通う児童生徒及び民間施設への支援について、統一的な見解や財政措置を早急に検討し、必要な措置を講ずるべきである。
- ○不登校児童生徒の増加を踏まえ、校内教育支援センターのさらなる設置促進のため、 支援員の人件費を始めとするセンターの設置・運営に係る補助制度のより一層の充 実が必要である。
- ○学びの多様化学校において不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習 熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援を可能とする定数措置等、人員面 での支援策を講ずるべきである。
- ○各自治体において不登校児童生徒の実態に配慮した教育環境を迅速に整備する観点 から、学びの多様化学校の指定に係る申請手続の縮減を図るとともに、特別の教育 課程についても、教育委員会の支援の下、学校長が責任者となって編成できるよう、 制度を見直すべきである。

担当: 教育委員会事務局 新しい学校づくり推進課 子ども青少年局 子ども未来企画課



(2)「なごや子ども応援委員会」の支援

提案

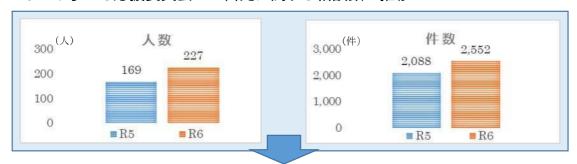
【こども家庭庁・文部科学省】

- 1 専門職員を常勤で置く「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国 的に展開され、すべての学校に常勤のカウンセラーが配置されるよう、より一層の 財政措置及び専門家養成に係る措置を講ずること。
- 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校において必要とされる標準的な職として、法令上明確に位置付けること。
- 3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保のため、大学等の高 等教育機関における専門家養成に係るカリキュラム編成を促進すること。

<現状・課題>

- ○本市では、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラー等の専門職員を常勤職員として採用し、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」を運営しており、学校とともに、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進している。
- ○本市の中学校では、夜間中学を除く全校において常勤のスクールカウンセラーを配置し、また、小学校についても、非常勤スクールカウンセラーの配置時間を拡充しつつ対応しているところであるが、国庫補助額が実態に見合ったものとはなっていない。

なごや子ども応援委員会への自死に関する相談数の推移



➤これらの相談を適切な支援に繋げている

国の「自殺総合対策大綱」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」内に記載されている こども・若者の自殺防止・自殺対策に寄与

担当:教育委員会事務局 子ども応援課



(3)発達に特性のある子どもへの早期発達支援の強化

提案

【こども家庭庁・厚生労働省】

- 1 児童発達支援センターが、発達に特性のある子どもへの支援で中核的な役割を果たし、身近な地域で支援を提供できるよう必要な財源措置を講ずること。
- 2 児童発達支援センターに附設する診療所の整備について補助制度を創設すること。
- 3 発達障害は慢性的な疾患であるという特徴を踏まえ、発達障害診療を充実させるため、令和8年度の診療報酬改定において診療報酬の充実を図ること。

<現状・課題>

- ○本市では、児童発達支援センターを市内8か所に設置するとともに、そのうち5か 所においては、発達相談・診察・発達支援など、一人ひとりのニーズに応じた支援 が可能となるよう、診療所を併設した地域療育センターとして運営を行っている。
- ○近年の発達障害の認知の高まりなどを受け、早期子ども発達支援のニーズが増加する一方、専門医の不足等から、医療機関で初診を受けられるまでの期間が長期化している。

<提案の詳細>

- ○子ども一人ひとりのニーズに応じ、心理担当職員・理学療法士・作業療法士などさまざまな専門職がチームとして支援する必要がある中、地域障害児支援体制強化事業及び中核機能強化加算が実態に見合っておらず、補助基準額の増額が必要である。
- ○本市を始め大都市では、人口規模に応じてセンターを複数設置する必要があるため、 発達障害専門医療機関初診待機解消事業の補助基準額は、一律の額ではなく、設置 数に応じて算定すべきである。
- ○発達相談・診察・発達支援など、一人ひとりのニーズに応じた支援をするためには、 診療所をセンターに併設し、一体的に運営することが効果的であるため、診療所の 整備に対しても財政措置が必要である。
- ○本市では、令和5年度に名古屋市立大学に「こころの発達医学寄附講座」を設置し、地域で発達障害の診療を担う人材育成などを進めているところである。こうした取組みを進めるに当たり、発達障害診療はライフステージに沿った長期の関わりとなることを踏まえ、切れ目のない診療を地域全体で推進するため、現行4年を限度とする小児特定疾患カウンセリング料の加算算定期間を拡充すべきである。

担当:子ども青少年局 子ども福祉課



(4)福祉・保健・教育の連携による子どもや家庭への支援の推進

提案

【こども家庭庁・文部科学省】

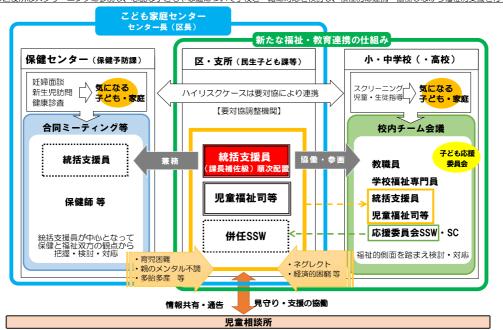
- 1 こども家庭センターが学校との連携をより一層強化するため、省庁間の垣根を越えて制度構築を図るとともに、学校との情報共有に向けた法的整備、情報連携基盤の整備に向けた財政措置を講ずること。
- 2 こども家庭センターにおいて支援を担う専門性の高い人材を安定的かつ継続的に 確保するため、さらなる財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○子どもの虐待死や自死に至るような悲しい事件が二度と起きない、一人の子どもも 死なせないまちの実現のためには、子どもや家庭に身近な学校等の関係機関と連携 しながら早期にリスク及び支援ニーズを把握し、必要な支援を実施していく必要が ある。
- ○潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、関係機関が連携して適切な支援につなげていくには、学齢期の子どもに対する学校との連携強化が不可欠であるため、本市では、保健と福祉の連携に教育を加え、一体的支援を目指す名古屋版こども家庭センターを順次設置しているが、子どもの個人情報の取扱いや共有する情報の充実が課題となっている。

(名古屋版) こども家庭センター ~福祉・保健・教育のさらなる連携~

○児童福祉法改正に伴い令和6年4月から区役所・支所を「こども家庭センター」と順次位置付ける。 ○こども家庭センターは、妊娠期から学齢期までの子どもや家庭を対象に、福祉・保健・教育の各分野と連携した支援を行う役割を担う。 ○区役所はスクリーニングに参加し、心配な子どもや家庭について学校と一緒に対応を検討し、積極的に連携・協働しながら福祉的支援を行う。



担当:子ども青少年局 子ども福祉課



9 新しい時代の学びの実現

(1)子ども中心の学びの推進

提案 【文部科学省】

- 1 本市の目指す学びの考えを示した「ナゴヤ学びのコンパス」の実現に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善をさらに推進していくため、財政措置などの支援策を講ずること。
- 2 新築等の校舎において、「柔軟で創造的な学習空間」や「健やかな学習・生活空間」を実現するための補助制度を拡充すること。

<現状・課題>

- ○本市では、ナゴヤ・スクール・イノベーション事業において推進してきた「子ども中心の学び」を進める授業改善等の実践をもとに、令和5年度に本市の目指す学びの考えを明確にする「ナゴヤ学びのコンパス」を策定した。
- ○「ナゴヤ学びのコンパス」の実現に向け、ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進している。

<提案の詳細>

- ○ナゴヤ・スクール・イノベーション事業は、全国の公教育への展開も期待される先駆的事業であることから、今後も外部講師の活用や先進事例の調査研究等、授業改善を継続的に実践し、本市の事業をモデルとした事業が全国的に展開され、安定的な運営が図られるために必要な財政措置を講ずるべきである。
- ○新築等の校舎について、従来の施設空間に捉われない「学び」や「遊び」に必要な施設空間に対する補助面積の加算や学びの場の質的向上を図るための補助単価の加算等、国が推進する「新しい時代の学びを実現するための学校施設」の整備に対する補助基準の拡充が必要である。



9 新しい時代の学びの実現

(2)教職員定数の充実改善及び支援スタッフの配置充実

提案 【文部科学省】

- 1 児童生徒の心のケアや保健指導等、担うべき役割が増加している養護教諭について、 標準法における複数配置基準を緩和すること。
- 2 小学校における教科担任制加配について、学校規模に関わらず実施できる体制となるよう、対象教科を拡大すること。
- 3 小学校の統合に係る統合支援加配定数については、配置基準に合致する定数を必ず 措置すること。
- 4 部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員などの支援スタッフの配置充実について、必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○義務教育諸学校をとりまく環境の変化により、不登校やいじめといった多様化・複雑化した課題への対応など、教員に求められる役割が増加している。一方で、教員の働き方改革や小学校統合などは今後も加速化していく必要がある。
- ○「チーム学校」の考えの下、教師が教師でなければできない業務に集中できるよう にするため、また、多様な専門性を有するスタッフがチームで子どもたちに関わる ことにより教育の質を向上させるため、部活動指導員、教員業務支援員等の配置充 実がなされてきた。
- ○今後も、学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、支援スタッフのさらなる配置充実が必要であるが、補助単価が地域別最低賃金を下回っている、外部委託事業は補助対象外であるなど、補助制度が実態に即したものとなっていない。

【支援スタッフ制度の主な課題】

部活動指導員	・同一校同一部活動への配置に対する補助制度の活用に上限
	年数(5年)がある
	・昨今の物価上昇を鑑みた人件費補助基準額の引上げが不十
	分である
外国語指導助手	・中学校、高等学校への配置が補助対象外である
教員業務支援員	・交通費、幼稚園への配置が補助対象外である
(スクール・サポート・スタッフ)	・補助単価が全国一律であるため、本市のように、県の最低賃
	金を下回る場合がある

担当:教育委員会事務局 教職員課/義務教育課/部活動振興課



9 新しい時代の学びの実現

(3)校務 DX の推進

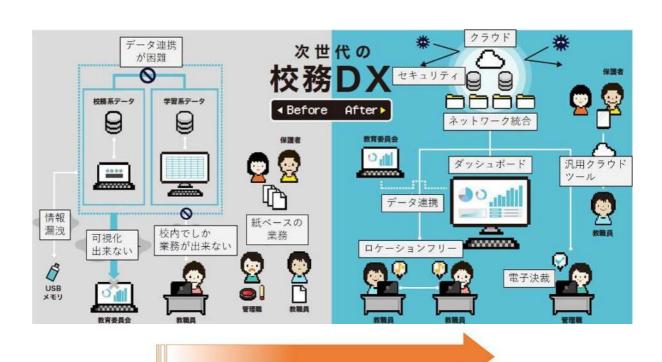
提案

【文部科学省】

クラウド型校務支援システムの活用といった校務DX環境の運用保守費用について、 クラウド利用料が利用者数に応じた積算方法であることを踏まえ、教職員数に比例させるなど、実際の費用負担に応じた財政措置を行うこと。

<現状・課題>

- ○教育の高度化や教職員の働き方改革などを目的として、令和11年度までにパブリッククラウド環境を前提とした校務DX環境を整備することが求められているが、校務DX環境の運用保守には、パブリッククラウド環境を前提とした校務支援システムの活用や必要なセキュリティ対策等、従来の環境と比較して新たに恒常的な費用負担が生じ、各地方公共団体の財政負担が増大している。
- ○補助制度創設前に締結した契約に基づく支払いについては一律に補助の対象外とされているが、校務DXに関しては、国は令和5年3月には具体的な方針を示しつつ整備を推進していたことを踏まえ、この間に締結した契約については補助制度創設前に締結したものであっても補助の対象とすべきである。



約6億円/年のコスト増

担当:教育委員会事務局 教育DX推進課



10 粒子線がん治療の推進

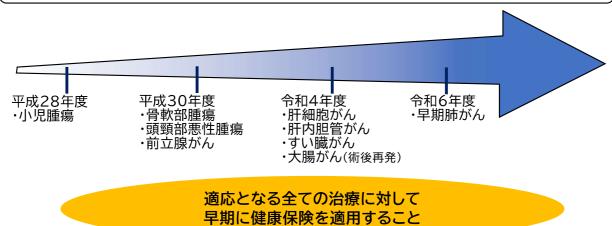
提案
【厚生労働省】

- 1 陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、令和8年度の診療報酬改定において保険適用の拡大を図るとともに、最終的には適応となる全ての治療に対して健康保険を適用すること。
- 2 健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。

<現状・課題>

- ○これまでの診療報酬改定によって前立腺がん、肝細胞がん、早期肺がんなどに対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。
- ○陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きい。

陽子線がん治療における健康保険適用の推移



名古屋陽子線治療センターにおける治療患者数の推移

(単位:人)

区分	~令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
前立腺がん	1, 919	400	521	516	548	3, 904
肝臓がん	719	77	138	146	148	1, 228
肺がん	469	59	57	55	83	723
その他	794	130	175	164	151	1, 414
計	3, 901	666	891	881	930	7, 269

※「~令和2年度」欄は、開設(平成25年2月25日)から令和2年度までの計

担当:健康福祉局 保健医療課



11 名古屋城・名城公園の整備

提案

【文化广·国土交通省】

- 1 令和8年度の完了を予定している本丸搦手馬出周辺石垣の修復や名勝二之丸庭園 の整備を始めとした文化財の保存活用に対し、必要な財政措置を講ずること。
- 2 本丸御殿復元模写障壁画の表具工事や金シャチ横丁第二期整備、名城公園の再整備に対し、必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○本市では、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業等を見据 えて、名古屋城を核とした名城エリアが国内外の来訪者の期待に応えられる第一級 の観光等の拠点となるよう取り組んでおり、尾張名古屋のシンボルである名古屋城 の歴史的・文化的な価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべ く、文化財の保存活用を順次進めている。
- ○戦災により焼失した天守閣は昭和34年に再建しているが、現在、豊富な史資料に 基づく天守閣の木造復元について取り組んでいる。同じく戦災により焼失した本丸 御殿は平成30年に上洛殿等を公開したほか、金シャチ横丁の第二期整備を進めて いる。
- ○名城公園では、名古屋城やアジア・アジアパラ競技大会の会場となる愛知県新体育館(IGアリーナ)の整備に併せて、再整備を実施している。

<提案の詳細>

- ○本市では、約4千石に及ぶ本丸搦手馬出周辺石垣の修復が令和8年度に完了予定であるほか、引き続き、文化財の保存活用のため「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」に基づき、その他の石垣修復、藩主が居住した御殿の庭園としては日本有数の規模を誇る名勝二之丸庭園の保存整備、重要文化財表二の門等の大規模修理や重要文化財日本丸御殿障壁画の保存修理を着実に進める必要がある。
- ○復元模写された障壁画の表具工事や、愛知県新体育館の開業を迎え名城エリアのさらなる魅力向上とにぎわい創出のための金シャチ横丁第二期整備を着実に進めていく必要がある。
- ○名城公園では、名古屋城との一体感を意識した園路や利便性向上のための便益施設 等の再整備を着実に進めていく必要がある。



本丸搦手馬出周辺石垣の早期修復等

提 案 先:文化庁

T.

事業内容:防災施設整備(記念物)、歴史活き活き!史跡

等総合活用整備 期:昭和45年度~

状:令和4年度から積み直し工事に着手し、 現

令和8年度完成を目標に実施中



名勝二之丸庭園の保存整備

提 案 先:文化庁

事業内容:歴史活き活き!史跡等総合活用整備

期:平成25年度~ I

状:文化財庭園としてふさわしい庭園となるよ 現 う、新たな整備計画を策定し、保存整備を実

施中



旧本丸御殿障壁画保存修理

提 案 先:文化庁

事業内容:美術工芸品保存修理 事業期間:昭和61年度~

現 状: 天井板絵等の保存修

理を実施中







重要文化財建造物等保存活用計画の策定

提 案 先:文化庁

事業内容:建造物保存修理(公開活用)、防災

施設整備(建造物)(耐震対策工

事)

事業期間:令和6年度~

現 状:保存活用計画の策定調査を実施中

(3隅櫓、3門(※1つ画面外))



名城公園の整備

提案先:国土交通省 事業内容:都市公園事業

(社会資本整備総合交付金事業)

期:平成29年度~ T

現 状:第一期工事を実施中

本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先:国土交通省 事業内容:都市公園事業

(社会資本整備総合交付金事業)

期:平成24年度~

状:復元模写制作事業の継続に伴い、完成し

た復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工

事を実施中

表二の門等の大規模修理

提 案 先:文化庁

事業内容:歴史活き活き!史跡等総合活用整備 現 状:大規模修理に先立ち、雁木復元検討

等を実施中



金シャチ横丁第二期整備

提案先:国土交通省

要:芝居小屋の機能を併設した多目的休憩所

(無料休憩所、体験学習施設)等の整備

事業内容:都市公園事業

(社会資本整備総合交付金事業)

期:令和8年度~

頭 状:整備に向けた調査検討を実施中



担当:観光文化交流局 名古屋城総合事務所 緑政土木局 緑地事業課



12 堀川の総合的な整備

提案
【国土交通省】

1 にぎわいの基軸となる堀川の良好な水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図ること。

2 名古屋城周辺エリアにおける護岸整備など、治水安全度向上に向けた河川改修事業に必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における水辺空間として、さまざまな市民活動に利用されている。
- ○近年では、気候変動により全国的に水害が頻発化・激甚化する中、都心部を流れる 堀川においても事前防災・減災対策の加速化が求められている。
- ○本市では、令和8年度にアジア・アジアパラ競技大会、令和9年度にアジア開発銀行年次総会が予定されており、堀川はこれらの国際的イベントの会場付近や本市を代表する観光施設である名古屋城付近を流れる都心の貴重な水辺であることから、さらなる魅力向上が期待されている。
- ○今後、本市への国内外からの来訪者増加が見込まれる中、国際都市名古屋にある河川として、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】



水辺空間の活用

【水質浄化】



維持用水の確保 (庄内川・木曽川からの導水)

下水道分流化の推進等

【治水対策】



河川改修 (景観に配慮した護岸整備)

担当:緑政土木局 河川計画課/河川工務課



13 木曽川水系連絡導水路の早期完成及び新用途の早期実現

提案 【国土交通省】

1 徳山ダムに確保した水を有効に活用するため、木曽川水系連絡導水路の早期完成を 図ること。

2 木曽川水系連絡導水路の新用途について早期実現を図ること。

<現状・課題>

- ○本市では、渇水時も安定した給水サービスが継続できるよう、長期的な視点から水源の多系統化を進め、徳山ダムに水源を確保している。
- ○昨今においては、令和4年5月の明治用水頭首工の漏水や同年9月の静岡市の取水口閉塞に伴う大規模断水など、水供給に影響を及ぼす事象が発生しており、本市においても水道水の安定供給が求められている。
- ○濃尾平野は日本最大の海抜ゼロメートル地帯であり、木曽川流域の想定最大規模の 降雨時には、本市の中川区及び港区を含む広範囲に浸水被害が生じ、多くの被害を もたらすことが懸念されている。
- ○堀川の水質浄化は、市民の悲願であり、「堀川1000人調査隊」を始めとする市民の協力、庄内川からの導水、ヘドロの浚渫などにより改善を図っているが、国際都市名古屋にある川として、より一層の水質改善が求められている。

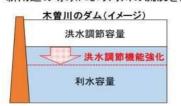
新用途① 安心・安全でおいしい水道水の安定供給



- 水道水の質的確保⇒良質な揖斐川の水を水源に追加
- リスクへの対応力向上⇒事故などで木曽川から取水できない場合の対応

新用途② 流域治水の推進

■木曽川のダムにて積極的な事前放流 ⇒雨が降らずダムの水位が回復しない場合に 新用途の導水により河川の流況を確保



新用途③ 堀川の再生

■新用途の導水を活用した堀川への恒久的な導水



令和6年8月に閣議決定された水循環基本計画で示された流域総合水管理の考え方に合致 あらゆる関係者による「水の恵みの最大化」「水災害による被害の最小化」「水でつながる豊かな環境の最大化」

担当:緑政土木局 河川計画課上下水道局 水道計画課



14 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(1)幹線道路等の整備

提案 【国土交通省】

1 選択と集中で進めている春日井長久手線、伏見町線(枇杷島橋)、東志賀町線(水分橋)などの道路・橋りょうの整備やボトルネック踏切の除却を行う名古屋鉄道名古屋本線(桜駅~本星崎駅間)連続立体交差事業及び小幡5号踏切道改良計画事業の推進に必要な財政措置を講ずること。

2 名古屋環状2号線一般部の暫定2車線区間について、4車線化を行うこと。

<現状・課題>

- ○本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体 をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便 性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。
- ○安全で円滑な移動を支える道路ネットワークの形成のため、幹線道路や橋りょうの整備、鉄道の立体交差化などによる、道路交通の円滑化や耐災害性強化を図ることが極めて重要であり、十分な財源の確保が必要不可欠である。
- ○名古屋環状2号線及び周辺道路での交通渋滞の緩和等を図るため、ボトルネック部分である一般部の暫定2車線区間の4車線化が求められている。



担当:住宅都市局 街路計画課 緑政土木局 道路建設課



14 名古屋圏道路ネットワークの整備等

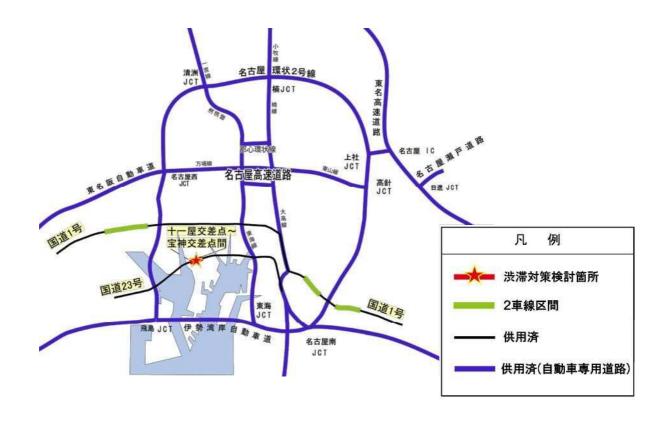
(2)国道23号及び国道1号の渋滞対策

提案 【国土交通省】

- 1 渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討を進めている国道23号(十一屋・宝神交差点間)について、引き続き検討を進めるとともに、必要な整備に早期着手すること。
- 2 国道1号(2車線区間)について、渋滞対策に向けた検討を進めること。

<現状・課題>

- ○国道23号は、名古屋港などの物流拠点と県内のものづくり産業の拠点をつなぐ極めて重要な幹線道路であるが、十一屋・宝神交差点間(港区)においては交通量が多いことに加え大型車の割合も高く、慢性的な渋滞が発生しており、早期の解消が求められている。
- ○国道1号についても都市間交通の要としての役割を担う重要な幹線道路であるが、 2車線区間(緑区・中川区)において渋滞が発生しており、早期の解消が求められ ている。



担当:住宅都市局 街路計画課



15 名古屋港の整備

(1)国際競争力のある港湾の形成

提案 【国土交通省】

- 1 飛島ふ頭地区におけるコンテナターミナルの岸壁改良について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 浚渫土砂の処分場整備として実施されている中部国際空港沖公有水面埋立事業について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 名古屋港港湾脱炭素化推進計画の推進に向け、荷役機械の脱炭素化等に関する支援制度の拡充等による必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾であり、自動車関連産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略 港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めること が求められている。
- ○国際競争力のある港湾の形成に向け、貨物取扱機能を強化するため、飛島ふ頭地区 のコンテナターミナルの岸壁改良による増深や耐震化が求められている。
- ○港湾機能の維持・向上のため、庄内川からの流入や港湾整備に伴う浚渫土砂の処分場として、中部国際空港沖公有水面埋立事業の継続的な実施が求められている。
- ○港湾物流の脱炭素化や次世代エネルギーのサプライチェーン構築などの支援を通じて、カーボンニュートラルポートの形成を推進することが求められている。



岸壁(改良) 延長350m×2バース (水深12m→15m) (耐震)



浚渫土砂処分場 埋立土量 約3,800万m³

R8年度要望



15 名古屋港の整備

(2)中川運河の整備

提案

【国土交通省】

中川運河においてウォーカブルで魅力ある水辺空間を形成するため、護岸改良やプロムナード整備について、必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- ○名古屋港と都心を結ぶ中川運河では、「中川運河再生計画」に基づき、広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へ再生することを目指した取組みを進めている。
- ○中川運河は、整備から90年以上経過していることから、老朽化対策として護岸改良を実施するとともに、水辺のプロムナードを整備し、沿岸用地へ民間のにぎわい施設等を誘導することによって、官民連携によるウォーカブルで魅力ある水辺空間の形成を図っている。
- ○今後も、中川運河の護岸改良やプロムナード整備を計画的に進めていくためには、 安定的な財源確保が必要不可欠である。





護岸整備状況

担当:住宅都市局 名港開発振興課



16 中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化 の早期実現

提案 【国土交通省】

1 地域において取りまとめた「中部国際空港の将来構想」の早期実現、とりわけ、第1 段階である令和9年度の代替滑走路の供用開始に向けた十分な財政支援を行うこ と。

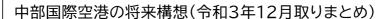
2 空港の受入体制強化を含めた航空需要拡大の取組みを一層推進すること。

<現状・課題>

○中部国際空港は、国内外の人の交流、産業のサプライチェーンを支える重要な社会 インフラとしての機能を発揮している。リニア中央新幹線開業により形成される日本中央回廊の効果の最大限発揮、滑走路の大規模補修への対応、首都圏や関西圏の 空港が被災した際の代替機能の確保など、空港の機能強化は必要不可欠である。

<提案の詳細>

- ○完全24時間運用を目的とした代替滑走路の令和9年度の供用開始に向けて工事を 実施しており、資材価格及び人件費が高騰する中、事業を着実に進展させるために 十分な財政支援が必要である。
- ○日本中央回廊のセンターを担う中部圏の航空ネットワークを一層充実させるため、 空港の受入体制強化に必要な人材確保・育成、省人化への支援など、アウトバウン ド及びインバウンド双方向の利用促進に向けた航空需要拡大の取組みを一層推進す る必要がある。





担当:総務局 空港対策課



17 脱炭素社会の実現

(1)水素の社会実装に向けた支援

提案

【経済産業省】

- 1 低炭素水素等のサプライチェーンの形成に向け、当地域に対し、中長期的な観点から、 資金的な支援を始め必要な支援策を確実・継続的に講ずること。
- 2 「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」としてふさわしい需要創出に向けた取組みを加速させるため、必要な支援策を確実・継続的かつ十分に講ずること。

<現状・課題>

- ○水素は、環境課題を解決するキーテクノロジーとして、幅広い産業分野において利活用が期待されており、国は水素社会推進法に基づき、2030年までの低炭素水素等のサプライチェーンの形成や燃料電池商用車の導入促進に対する支援を講ずることとしている。
- ○当地域は、令和7年5月19日に「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」 として選定されており、運輸部門における水素利活用拡大に向け、官民一体となり、 先行的な燃料電池商用車の需要創出及び周辺需要の喚起を図っていく必要がある。

<提案の詳細>

- ○本格的な需要が見込まれる2030年以降の大規模な供給体制の構築に向けて調査・検討を予定している当地域の事業者に対しても、国による新たな支援制度の創設等の確実・継続的な支援が必要である。
- ○本市では今年度、大規模水素ステーションの整備に向けた公有地の適地調査を行うとともに、燃料電池商用車の導入目標の設定を予定している。積極的な需要創出を行う当地域に対し、「水素ステーション整備費補助」や「既存燃料価格を踏まえた追加的支援」等、事業者への支援策を確実・継続的かつ十分に講ずる必要がある。





市バスに試行導入した燃料電池バス



公用車に導入した燃料電池自動車

担当:経済局 次世代産業振興課環境局 脱炭素社会推進課



17 脱炭素社会の実現

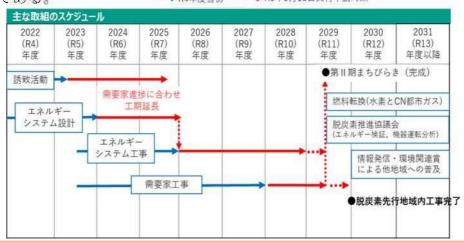
(2)脱炭素先行地域の実現

提案 【環境省】

脱炭素先行地域に関し、本市が令和6年度に「特定地域脱炭素移行加速化交付金」へ移行した事業については、申請時(制度開始時)の交付要綱に基づき、交付金事業計画期間を令和6年度から令和11年度までとすること。

<現状・課題>

- ○「みなとアクルス」開発事業は、面積33haに住宅や商業施設などが集積する「人と環境と地域のつながりを育むまち」を開発コンセプトとし、「脱炭素社会の実現に資する持続可能で強靱なまちづくりを通して、住む人、働く人、訪れる人の価値観を満たすスマートライフの実現」を目指している。
- ○第 I 期開発から先進的で災害に強くにぎわいのあるまちづくりを進めてきており、さらに令和 4 年度には国の第 1 回脱炭素先行地域として選定され、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して第 II 期開発に着手した。第 II 期開発においては、コロナ禍やウクライナ危機の長期化等の影響を受け当初の申請よりは遅れつつも、この 3 月にはライブハウス型ホール「ポートベイス」が開業するなど、脱炭素先行地域をより意義あるものにする魅力あるまちづくりを着実に進めている。
- ○一部の事業については、令和5年度に新設された「特定地域脱炭素移行加速化交付金」へ移管することとし、令和6年2月13日付の交付要綱に基づき、本市は事業計画期間を令和6年度から令和11年度として交付金事業計画を提出し、認めていただいたという認識のもとに事業を進めているところである。
- ○令和6年7月の要綱改正により事業期間の考え方について、「地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金の交付を先に受ける場合は、当該交付金に係る交付対象事業が実施される年度から概ね5年」と変更されたが、2050カーボンニュートラルに資する脱炭素先行地域の実現のため、事業計画申請時の規定に基づき事業期間が算定されるべきである。 → R4年度当初 → R6年5月13日交付申請時点



担当:環境局 脱炭素社会推進課



17 脱炭素社会の実現

(3)事業者の脱炭素化に向けた取組みの推進

提案

【経済産業省·環境省】

- 1 地方自治体が実施する中小企業における脱炭素化の取組みに対し、十分かつ継続的な財政措置を講ずること。
- 2 国が実施する事業者向けの省エネ・非化石転換補助金について、幅広い業態や規模の事業者が利用しやすいものにすること。

<現状・課題>

- ○本市では「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を策定し、2030年度の 温室効果ガス排出量を2013年度比で52%削減するという目標を掲げている。
- ○本市は、小売業や宿泊業、飲食サービス業といった第3次産業の割合が約83. 5%と高く、大都市特有の商業・サービス部門中心の産業構造となっている。
- ○部門別温室効果ガス排出量においても、本市の第3次産業事業者(統計上「業務その他部門」)から排出される割合は全体の25%と、国の割合(16%)と比較して高く、温室効果ガス排出量削減のためには、これらの事業者における省エネルギー機器の導入など脱炭素化の取組みが不可欠である。
- ○一方、本市の事業所は99%を中小企業が占めており、導入コストが課題となっている。

<提案の詳細>

- ○本市では、これまで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者に対して、高効率空調設備や太陽光発電設備といった省エネルギー・再エネルギー設備等の導入補助事業による脱炭素化の取組みの促進を図ってきたが、脱炭素社会の実現のためには、中小企業における脱炭素化の取組みが進むよう、十分かつ継続的な財政措置が必要である。
- ○国が実施する事業者向けの省エネ・非化石転換補助事業は、第2次産業や大規模事業者が採択されやすい傾向にあるため、業態や規模に関わらず幅広い事業者が利用しやすいものとし、事業者全体の脱炭素化を進めていくことが必要である。

担当:環境局 脱炭素社会推進課



18 スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実

(1)スタートアップ・エコシステムのグローバル化

提案

【内閣府·経済産業省】

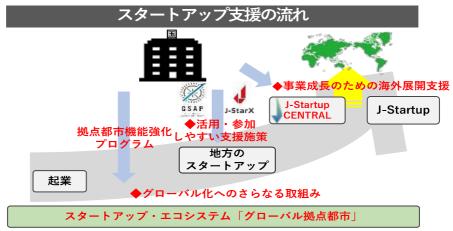
- 1 スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」としてさらなる強化を図るため、 グローバル化を推進するための支援の充実を図ること。
- 2 当地域のスタートアップの急速な成長を促進するため、「J-Startup地域版」等への支援の充実を図ること。

<現状・課題>

- ○本市では、スタートアップによる新産業の創出と当地域の産業のさらなる発展のため、中部経済連合会、名古屋大学、愛知県、浜松市等とコンソーシアムを組成し、 スタートアップ・エコシステムの形成を進めている。
- ○第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市については、特にグローバル化に力 を入れた取組みを進めていく。

<提案の詳細>

- ○グローバルに活躍するスタートアップを創出するためには、海外からの投資を呼び 込むとともにスタートアップの海外展開を促進するなど、スタートアップ・エコシ ステムのグローバル化の推進が必須であり、拠点都市海外連携機能強化プログラム などの国からのさらなる支援の充実が必要である。
- ○「J-Startup地域版」への国からの支援については、「J-Startup」と比較し、特に海外展開支援の分野において優遇措置に差があるため、支援の拡充が必要である。
- 〇「GSAP」や「J-StarX」などのスタートアップが参加できるプログラムにおいて、地方のスタートアップが活用しやすいプログラムのさらなる拡充が必要である。



担当:経済局 スタートアップ支援課



18 スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実

(2)若い世代へのアントレプレナーシップ教育の推進

提案

【内閣府·文部科学省】

スタートアップの担い手となる人材の育成に向け、若い世代へのアントレプレナーシップ教育に対する支援の充実を図ること。

<現状・課題>

- ○令和2年7月に内閣府から「グローバル拠点都市」として認定された当地域では、本市やTongali(東海地区の大学による起業家育成プロジェクト)が連携し、文部科学省の「大学発新産業創出プログラム(START)」を活用しながら、学校教育にもその取組みを広げるなど、若い世代への成長段階に応じたアントレプレナーシップ教育を進めている。
- ○スタートアップ創出の抜本的拡大に向けて、その基盤となる人材の量や多様性を増 やすためには、若い世代へのアントレプレナーシップ教育が重要であることに加え、 成長を支える保護者や社会全体にその認知や必要性に対する理解を浸透させていく 必要がある。

<提案の詳細>

○「グローバル拠点都市」である当地域をあげて、小学生から大学生までの全ての成長段階において切れ目のないアントレプレナーシップ教育を継続的に推進するとともに、学校教育へのさらなる展開など、これまでの取組みを面的な取組みへと発展させるため、「大学発新産業創出プログラム(START)」の継続・拡充など、さらなる支援の充実が必要である。

主な取組み内容

中学校における起業家教育授業

ディープテック分野の高校生起業家教育プログラム







担当:経済局 スタートアップ支援課



Open hearts, endless possibilities